

令和元年度

公益社団法人那須烏山市シルバー人材センター事業計画

1 基本方針

我が国においては、人口減少社会の中で社会の活力を維持し、持続的な成長を実現するとともに、高年齢者の希望をかなえ、豊かな生活を送れるようにするため、働く意欲のある高年齢者が、年齢にかかわらず生涯現役で活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えていくことがますます重要になっている。

そのためには、高年齢者が働くことの積極的な意義を理解しつつ、多様な雇用・就業ニーズに対応して、本人の持つ能力と時間を最大限活用できる機会を提供していくという視点が必要である。

このような中で、シルバー人材センターは地域に密着した就業機会を提供することにより、居場所と出番をつくり、高年齢者の生きがいの充実と社会参加の促進に寄与しているところである。

しかしながら、本シルバー人材センターを取り巻く状況は、事業収入の伸び悩みとともに、会員の高齢化や会員数の減少、就業のミスマッチ、さらには、就業中の事故の発生など、多くの課題が山積している状況となっている。

このことから、平成31年度はシルバー人材センターの基本理念の「自主・自立・共働・共助」のもと、新規入会者の確保及び就業機会の拡大を重点的に推進し、活力ある地域づくりに貢献するため、次の事業に積極的に取り組むこととする。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

当センターは、会員（那須烏山市内に在住する原則60歳以上の高年齢退職者で、センターの趣旨に賛同する者）及び那須烏山市内の高年齢退職者に対し、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を以下の形で提供する。

① 請負・委任

当センターの会員に対し、個人や民間企業及び公的機関から請負った仕事を「請負・委任」の契約により提供する。

② 職業紹介事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と協力し、求

職者（会員及び市内に在住する高年齢退職者）に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」の雇用による就業を提供する。

③ 労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と協力し、会員に「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」の派遣労働を積極的に提供する。

(2) 就業機会確保事業

高齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために次の事業を実施する。

① 普及啓発事業

シルバー事業を一般市民、民間事業者及び官公庁等に対し、広く周知するため普及啓発活動を実施する。

ア ホームページを活用した広報活動を実施する。

イ 「シルバー人材センターだより」を全戸配布する。

ウ 市の広報等に会員募集や活動状況などの情報を掲載する。

エ 健康福祉まつりなどのイベント等に積極的に参画し、シルバー事業のPR活動を実施する。

オ 「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に、公共施設の清掃などの奉仕作業を通じた地域社会貢献活動を実施する。

カ 広報委員会を設置する。

② 安全・適正就業推進事業

安全就業については、「安全はすべてに優先する」という理念のもと、安全・適正就業委員会による年2回の安全パトロールの実施や、会員の健康及び安全就業講習会等を実施し、事故のない安全な就業の推進を図ることとする。

適正就業については、厚生労働省と全シ協が策定した「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に基づき、就業実態の自主点検を行い、会員の意識啓発や就業先との理解・調整を図りながら、法令を順守し一層の適正就業の徹底に努める。また、就業のワークシェアリングを推進し、会員における就業機会の公平・均等化を図る。

③ 就業開拓事業

シルバー事業の周知に努めるとともに、会員が技能を発揮できる仕事の受注を確保し、就業先の拡大を図るために次の取り組みを行う。

- ア 就業開拓委員会を設置し、役職員等が民間企業や公的機関等への訪問を実施して、新規就業先の開拓や継続的な受注の確保及び就業の掘り起しを行う。
- イ 会員の口コミによって、地域における就業機会の拡大を図る。
- ウ チラシ等の配布により、受注の確保を図る。
- エ 成長分野における高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会における活動・貢献の場を広げるため、市と連携し「いきいきホームヘルプ事業」（総合事業）及び空き家・空き地管理事業に取り組む。

④新規入会者の勧誘

- ア 会員による1人1会員入会の活動を実施する。
- イ 入会希望者相談会を実施する。
- ウ 女性会員の拡大を積極的に推進する。そのため、女性の発想に基づく独自事業の企画提案や女性会員のための就業先を開拓する。

⑤技能講習会事業

会員の技術・技能を高めるための講習会を実施する。

⑥独自事業

会員の資格や特技等を活かし、多様な働き方と就業機会の拡大を図るため、刃物研ぎ、門松販売、手芸小物品の制作・販売等を促進する。

3 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。

(1) 総会

事業報告及び決算など、事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、定時総会を6月に開催する。

(2) 理事会

事業執行状況や会員の入会承認など、事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年5回程度開催する。

(3) 各種委員会

センターの組織活動の充実を図り、効果的に運営するため随時開催する。